

自筆証書遺言の方式緩和について

昨年7月に民法が改正（平成30年7月13日公布）され、このうちの自筆証書遺言の方式緩和に関する部分が、平成31年1月13日より施行されました。同日以降に自筆証書遺言をする場合には、新しい方式に従って遺言書を作成することができるようになりましたので、今回は新方式の注意点をQ&A方式でご説明します。なお、同日よりも前に、新しい方式に従って自筆証書遺言を作成した場合には、その遺言は無効となりますのでご注意ください。

同じく、今回の民法改正項目である「法務局による遺言書の保管制度」は、令和2年7月10日の施行とされ、制度のスタート時期が異なっていますので混同しないようにしてください。

Q1 改正の概要はどのようなものですか？

A1 民法第968条第1項は、自筆証書遺言をする場合には、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自書して、これに印を押さなければならぬものと定めています。今回の改正によって新設された同条第2項により、自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録（以下「財産目録」といいます。）を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいこととなりました。ただし、自書によらない財産目録を添付する場合には、遺言者は、Q4のとおり、その財産目録の各頁に署名押印をしなければならないこととされています。

具体的な作成例は、法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00240.html）に掲載されていますのでご参照ください。

Q2 財産目録はどのようなときに作成するのですか？

A2 遺言書には、しばしば「〇〇をAに遺贈する。」とか「△△をBに相続させる。」といった記載がされます。遺言者が多数の財産について遺贈等をしようとする場合には、例えば、本文に「別紙財産目録1記載の財産をAに遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産をBに相続させる。」と記載して、別紙として財産目録1及び2を添付するようなケースが想定されます。

Q3 財産目録の形式に決まりはありますか？

A3 財産目録の形式については、署名押印のほかには特段の定めはありません。したがって、書式は自由で、遺言者本人がパソコン等で作成しても構いませんし、遺言者以外の方が作成することもできます。また、例えば、土地について登記事項証明書を財産目録として添付することや、預貯金通帳のコピーを添付することもできます。いずれの場合であっても、Q4のとおり、財産目録の各頁に署名押印する必要があります。

Q4 財産目録への署名押印はどのようにしたらよいのですか？

A4 改正後の民法第968条第2項は、遺言者は、自書によらない財産目録を添付する場合には、その「毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）」に署名押印をしなければならないものと定めています。つまり、自書によらない記載が用紙の片面のみにある場合には、その面又は裏面の1か所に署名押印すればよいのですが、自書によらない記載が両面にある場合には、両面にそれぞれ署名押印をしなければなりません。なお、押印について特段の定めはありませんので、本文で用いる印鑑と異なる印鑑を用いても構いません。

Q5 財産目録の添付方法について決まりはありますか？

A5 自筆証書に財産目録を添付する方法について、特段の定めはありません。したがって、本文と財産目録とをホチキス止めしたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言書の一体性を明らかにする観点からは望ましいものであると考えられます。なお、今回の改正は、自筆証書に財産目録を「添付」する場合に関するものですので、自書によらない財産目録は本文が記載された自筆証書とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできません。

Q6 自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合にはどのようにしたらよいのですか？

A6 自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合であっても、自書による部分の訂正と同様に、遺言者が、変更の場所を指示して、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないこととされています。

（担当：小西 涉）